

ふじみ衛生組合廃棄物処理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ふじみ衛生組合（以下「組合」という。）が管理運営する処理施設で受け入れる廃棄物の処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(3) 処理施設 組合が管理運営する可燃物焼却施設及びリサイクルセンターをいう。

(処理対象廃棄物)

第3条 管理者が処理する廃棄物は、次に掲げるものとする。

(1) 家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物

(2) その他管理者が処理することが必要であると認める廃棄物

(一般廃棄物処理計画)

第4条 管理者は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

2 管理者は、一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

(処理)

第5条 管理者は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理しなければならない。

2 管理者は、家庭系廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、一般廃棄物処理計画に従い事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の処理の基準は、ふじみ衛生組合廃棄物処理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）で定める。

（受入基準）

第6条 廃棄物を処理施設に搬入する者は、規則で定める受入基準に従わなければならない。

（受入拒否）

第7条 管理者は、廃棄物を処理施設に搬入する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その受入れを拒否することができる。

(1) 前条の受入基準に従わないとき。

(2) その他管理者が受け入れることが適当でないとき。

（廃棄物処理手数料）

第8条 管理者は、三鷹市及び調布市（以下「組織市」という。）内における土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理をする者とする。）及び組織市の市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（以下「占有者等」という。）が、廃棄物を処理施設に搬入するときは、占有者等から廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）を徴収する。

2 手数料は、廃棄物10キログラムにつき350円とする。ただし、廃棄物の重量に5キログラム未満の端数があるときはこれを切り捨て、5キログラム以上10キログラム未満の端数があるときはこれを10キログラムに切り上げる。なお、重量の合計が10キログラム未満のときは、これを10キログラムに切り上げる。

3 手数料の納入時期は、占有者等が処理施設に廃棄物を搬入したときとする。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、納入時期を別に定めることができる。

（手数料の減免）

第9条 管理者は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

（報告の徴収）

第10条 管理者は、廃棄物を処理施設に搬入する者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

（技術管理者の資格）

第11条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
（委任）

第12条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（ふじみ組合立ごみ処理場設置に関する条例の廃止）
- 2 ふじみ組合立ごみ処理場設置に関する条例（昭和55年ふじみ衛生組合条例第2号）は、平成25年3月31日限り廃止する。